

(壁付暖炉)

第5条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない

- (1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。
- (2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、建築物の壁に組込み、又は一体となって築造される壁付暖炉に対して規定したものである。
- 2 壁付暖炉は、燃料として薪を使用するものが多く、かつ、洋風の建築物においてしばしば見受けられるものである。しかし、最近では、単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない模造壁付暖炉が多く見受けられる。
これら模造的なものはもちろん本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、その燃料種別ごとにそれぞれ条例第17条から第20条に規定する器具の規制を受けることとなる。
- 3 第1項第1号は、壁付暖炉の背面及び側面は、伝熱による火災危険を少なくするため、壁、柱その他建築物の部分から10cm以上の間隔を保たなければならないことを規定している。ただ、壁等が耐火構造（間柱及び下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものに限る。）の場合は、火災発生危険がないので、これを免除している。
- 4 第1項第2号は、壁付暖炉の耐火性について、その構造を規定し、目地の緩みその他のき裂等を発見し易いように、背面の点検ができる構造とすることとしている。しかし、前号ただし書きの規定により間隔を保つことを要しない場合には、前号の趣旨からみて、特に背面状況を点検できる構造としなくてもよいように運用することが適当である。